

厚生年金加入者は ア
国民年金加入者は ウ に○

提出日を記入

児童手当 認定請求書

柏原市長 殿

請求者	① (ふりがな) 氏名 (法人名等)	かしわら たろう 柏原 太郎	④ 職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等	③ 生年月日 (昭和・平成)	60・1・1	提出年月日	令和 7・〇・×	※受付確認年月日	令和 . . .
	⑥ 住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒582-8555 柏原市安堂町1-55								

配偶者等	⑦ 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	⑧ 請求者の加入している公的年金制度の種別	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 ()	⑤ 配偶者	有・無	請求者が加入する年金について、いずれか該当するものを○をつけてください。 ※地方・国家公務員共済に加入している場合、「年金加入通知書」または「請求者の保険証のコピー」が必要です。(3歳未満の児童がいる場合のみ)	円
	⑩ (ふりがな) 氏名	かしわら はなこ 柏原 花子	⑫ 生年月日 (昭和・平成)	62・5・5	⑨ 請求者の控除対象配偶者または同一生計配偶者の場合に○印	控除対象配偶者 同一生計配偶者	⑬ 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

個人番号(マイナンバー)が不明な場合は、空白のままご提出下さい。

⑯ 児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある)	氏名	続柄	生年月日	⑮ 監護相当の有無	⑮ 生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	[注意] ⑯「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (⑯児童の兄姉等と⑰児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)	※算定対象の場合に○印
	柏原 一郎	子	平成 16・4・7	有・無	有・無	同・別	令和 . . .		

18歳の年度末を経過した後、22歳の年度末まで(大学生年代以下)の養育している児童を記入。

「生計費負担の有無」
生計費とは、生活費(食費や家賃等)や学費等、児童の生活に必要な費用を言います。大学生年代の児童を監護し、その生計費を負担している場合は、算定児童にカウントさせるため、記入が必要です。また、合わせて「監護相当・生計費負担の申立書」の提出が必要です。

⑰ 児童	氏名	続柄	生年月日	⑮ 監護相当の有無	⑮ 生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所 (別居の場合)	※児童との関係該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	※手当月額
	柏原 二郎	子	平成 24・7・7	有・無	同・維持	同・別	令和 . . .	柏原市〇〇町〇〇番	未成年後見人・父母指定者・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
	柏原 花子	子	平成 31・2・2	有・無	同・維持	同・別	令和 . . .	柏原市〇〇町〇〇番	未成年後見人・父母指定者・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
					有・無	同・維持	同・別	令和 . . .		未成年後見人・父母指定者・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)

18歳の年度末まで(高校生以下)の児童を記入。

お子様を養育し、家計も一緒であれば、有、同一を囲んで下さい。

別居の場合(⑥と住所が異なる場合は、本請求書と併せて「別居監護申立書」をご記入ください。

⑱ 支払希望金融機関	名称	預金種別	支店コード	支店名	口座番号	口座名義	※合計月額
	〇〇 銀行 金庫 信組 農協 漁協	普通・当座	1 2 3	△△支店	1 2 3 4 5 6 7	カシワラ タロウ	円

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書(かいじょ)ではっきり書いてください。

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を右欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を左欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑩の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 ⑨の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 8 ⑯の欄は、⑩の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 ⑯の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 ⑯の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負担している場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 12 ⑰の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 14 ⑱の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 15 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ ⑩の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑯の欄に記載した子に係る監護相当・生計費の負担についての確認書
ク ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考

1. ⑦及び⑮の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。